別表第三　参加者の資格の審査事項

一　申請者が次に掲げる要件を満たしていること。

1　法第五条第三項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

2　第九項第一号の規定を遵守していること及び当該規定を遵守することを示していること。

二　申請者（法人等に限る。）の役員が他の申請者（法人等以外の者に限る。）ではないこと。

三　申請者（全国特定高周波数無線局を開設しようとする法人等に限る。以下この三において同じ。）が次に掲げる要件を満たしていること。

1　申請者の役員が他の申請者に所属していないこと。

2　次に掲げる者（申請者と地域ごとに連携する者を除く。）が、全国特定高周波数無線局を開設しようとする申請を行っていないこと。

㈠　申請者の子法人等、親法人等又は親法人等の子法人等（申請者を除く。）

㈡　他の法人等の議決権の総数に対する申請者又は㈠に掲げる者が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超え三分の一未満である場合であって、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に定める者

(1)　当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合　当該他の法人等又はその子法人等

(2)　当該他の法人等又はその子法人等との間において次に規定する通信を行う場合　当該通信に係る当該法人等又はその子法人等

ア　申請者の陸上移動局が当該他の法人等又はその子法人等の指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局を通信の相手方とする通信

イ　申請者の特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局が当該他の法人等又はその子法人等の陸上移動局を通信の相手方とする通信

ウ　申請者の特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局が当該他の法人等又はその子法人等の陸上移動局の無線設備と同一の筐体に収められている無線設備を使用する当該申請者の陸上移動局を通信の相手方とする通信

㈢　申請者又は申請者の親法人等の議決権の総数に対する他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超え三分の一未満である場合であって、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に定める者

(1)　当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合　当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）

(2)　当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）との間において次に規定する通信を行う場合　当該通信に係る当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）

ア　申請者の陸上移動局が当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人等を除く。）の指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局を通信の相手方とする通信

イ　申請者の特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局が当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等の陸上移動局の無線設備と同一の筐体に収められている無線設備を使用する当該申請者の陸上移動局を通信の相手方とする通信

ウ　申請者の特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局が当該他の法人等又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等の陸上移動局の無線設備と同一の筐体に収められている無線設備を使用する当該申請者の陸上移動局を通信の相手方とする通信

㈣　申請者の代表権を有する役員が他の法人等の代表権を有する役員の地位を兼ねている場合における当該法人等

㈤　申請者の役員の地位を兼ねる他の法人等の役員又は職員の数が、申請者の役員の総数の二分の一を超える場合における当該法人等

㈥　他の法人等の役員の地位を兼ねる申請者の役員又は職員の数が、当該法人等の役員の総数の二分の一を超える場合における当該法人等

四　申請者（地域特定高周波数無線局を開設しようとする法人等に限る。）が既存全国事業者ではないこと。

五　申請者（法人等以外の者に限る。）が次に掲げる要件を満たしていること。

1　他の申請者（法人等に限る。）の役員ではないこと。

2　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第五十八号から第七十三号及び第九十六号に掲げる事務その他当該事務に準じる事務を行う総務省の職員ではないこと。

六　申請者が別表第二の二1から7までに掲げる事項について適切な計画を有し、その根拠から当該計画を確実に実施するに足りる能力を有することが認められ、当該事項が適切に講じられる見込みがあること。

別表第四　価額競争の実施に関する事項

一　この表において、次の1から8までに掲げる用語の意義は、それぞれ当該1から8までに定めるところによる。

1　ラウンド　入札の受付の開始から終了までの期間をいう。

2　開始価額　参加者がラウンド中に申し出ることができる金額の下限をいう。

3　提示価額　参加者がラウンド中に申し出ることができる金額の上限をいう。

4　退出入札　二回目以降の各ラウンドにおいて提出される入札であって前ラウンドの参加者自身の特定入札（六3に規定する特定入札をいう。以下同じ。）が対象とした単位に対して開始価額以上提示価額未満の金額（開始価額と提示価額が同一の金額である場合には当該金額）を申し出るものであり、かつ、申し出る金額を超える金額において落札を希望しない意思を示すものをいう。

5　継続入札　二回目以降の各ラウンドにおいて提出される入札であって前ラウンドの参加者自身の特定入札が対象とした単位に対して提示価額の金額を申し出るもの（退出入札を除く。）をいう。

6　新規継続入札　提示価額の金額を申し出る入札（継続入札及び退出入札を除く。）をいう。

7　単位ポイント数　単位ごとに定められたポイント数をいう。

8　保有ポイント数　参加者が保有するポイント数をいう。

二　ラウンドに関する事項

1　総務大臣は、価額競争を実施する場合、初回のラウンドを設ける。

2　総務大臣は、各ラウンドにおいて、いずれかの単位で特定入札が二以上ある場合に限り、次のラウンドを設け、それ以外の場合には次のラウンドを設けないものとする。

3　各ラウンドの開始及び終了は、総務大臣が別に定めるところによる。

三　開始価額及び提示価額に関する事項

1　総務大臣は、参加者に対し、ラウンドの開始前に各単位の開始価額及び提示価額を開示する。

2　初回のラウンドの各単位の開始価額は、各単位の最低落札価額とし、二回目以降の各ラウンドの各単位の開始価額は、次の㈠及び㈡に掲げる単位の区分に応じ、それぞれ当該㈠及び㈡に定める金額とする。

㈠　前ラウンドの特定入札が二以上ある単位　当該単位の前ラウンドの提示価額

㈡　㈠以外の単位　当該単位の前ラウンドの退出入札（特定入札となった退出入札を除く。㈡において同じ。）のうち最も高い金額を申し出たものの金額（当該単位の前ラウンドの退出入札がない場合には当該単位の前ラウンドの開始価額）